

## 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

災害時における燃料等（ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油及び重油をいう。以下同じ。）の供給協力に関し、多摩市（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合南多摩支部多摩ブロック（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、多摩市地域防災計画に基づき、災害応急対策に必要な燃料等を、市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

### （協力）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急用車両、緊急物資輸送用車両及び応急対策用資器材の燃料等が必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を依頼するものとする。

2 甲は、乙に緊急用車両及び緊急物資輸送車両の燃料等の供給を依頼する場合は、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。

3 甲は、乙に応急対策用資器材の燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給協力依頼書（第1号様式）により品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日燃料等供給協力依頼書をもって処理するものとする。

4 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、第2項の規定による甲からの緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の燃料等の供給の依頼があったときは、これに協力するものとする。

5 乙は、第3項の規定による甲からの応急対策用資器材の燃料等の供給の依頼があったときは、甲の指定する場所へ燃料等を納入するものとする。

### （費用負担）

第3条 甲は、前条による乙の供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。この場合の燃料等の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

### （請求及び支払）

第4条 乙は、燃料等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による燃料代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

### （災害補償）

第5条 甲は、甲の協力依頼に基づいて第2条第5項に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町

村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成20年5月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年5月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
東京都多摩市  
代表者 市長 渡辺幸子

乙 東京都多摩市永山一丁目2番地11  
東京都石油商業組合南多摩支部多摩ブロック  
代表者 多摩ブロック長 加藤 譲

第1号様式（第2条関係）

多 第 号  
平成 年 月 日

東京都石油商業組合南多摩支部  
多摩ブロック長 殿

多摩市長

燃 料 等 供 給 協 力 依 頼 書

「災害時における燃料等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に必要な燃料等の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

	品 目 名	数 量
納入品目・数量	ガ ソ リ ン	リットル
	軽 油	リットル
	オ イ ル	リットル
	混 合 油	リットル
	灯 油	リットル
	重 油	リットル
	納入日時	平成 年 月 日 時
納入場所		
その他		

※連絡先： 部 課 担当 電話